

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月25日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県今治市小浦町1丁目4-52	
氏 名 今治造船株式会社	
代表取締役社長 檜垣 幸人	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0898365000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	今治造船株式会社
事業場の所在地	愛媛県今治市小浦町1丁目4-52
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	別紙
③ 従業員数	1100 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排 出 量	96.11 t	t
	（これまでに実施した取組） ・膜厚コントロールによる使用量の低減活動 ・排出量の監視及び排出計画の策定		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排 出 量	100 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現状取組事項の継続的改善 ・シンナーの再利用 ※建造船が増えるため、シンナーの使用量が増える見込みです。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙参照
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取組事項の継続的改善

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画の別紙

2024年6月14日

今治造船(株) 今治工場

特別管理産業廃棄物処理計画の別紙

1. 当工場の概要

(1) 会社名

今治造船株式会社 今治工場

(2) 資本金

300億円

(3) 従業員数

在籍人員 今治工場：約1,100名（社員約270名、関連・協力社員約830名）

(4) 製品出荷額等

1,000億円

(5) 製造概要

商船建造、船舶ブロックの製造

(6) 製造工程フローシート

図1～図2参照

(7) 廃棄物処理フロー

図4 参照

(8) 工場配置図

附図1～2参照

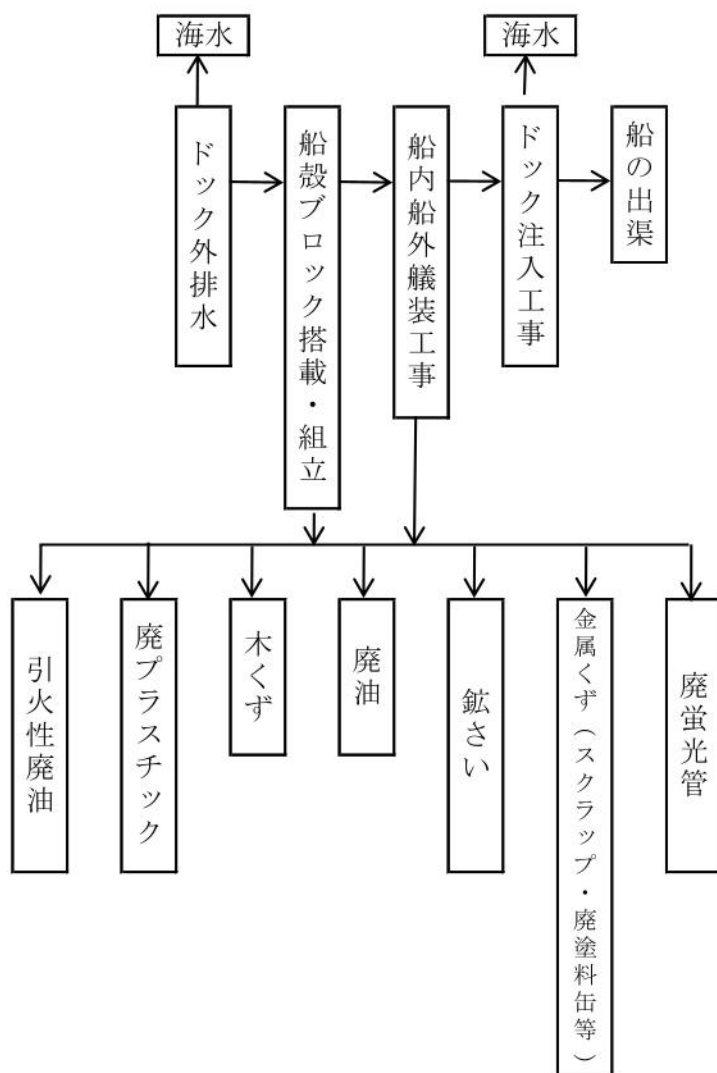
(9) 連絡先

愛媛県今治市小浦町1-4-52
今治造船 (株) 今治工場

TEL：0898-36-5000

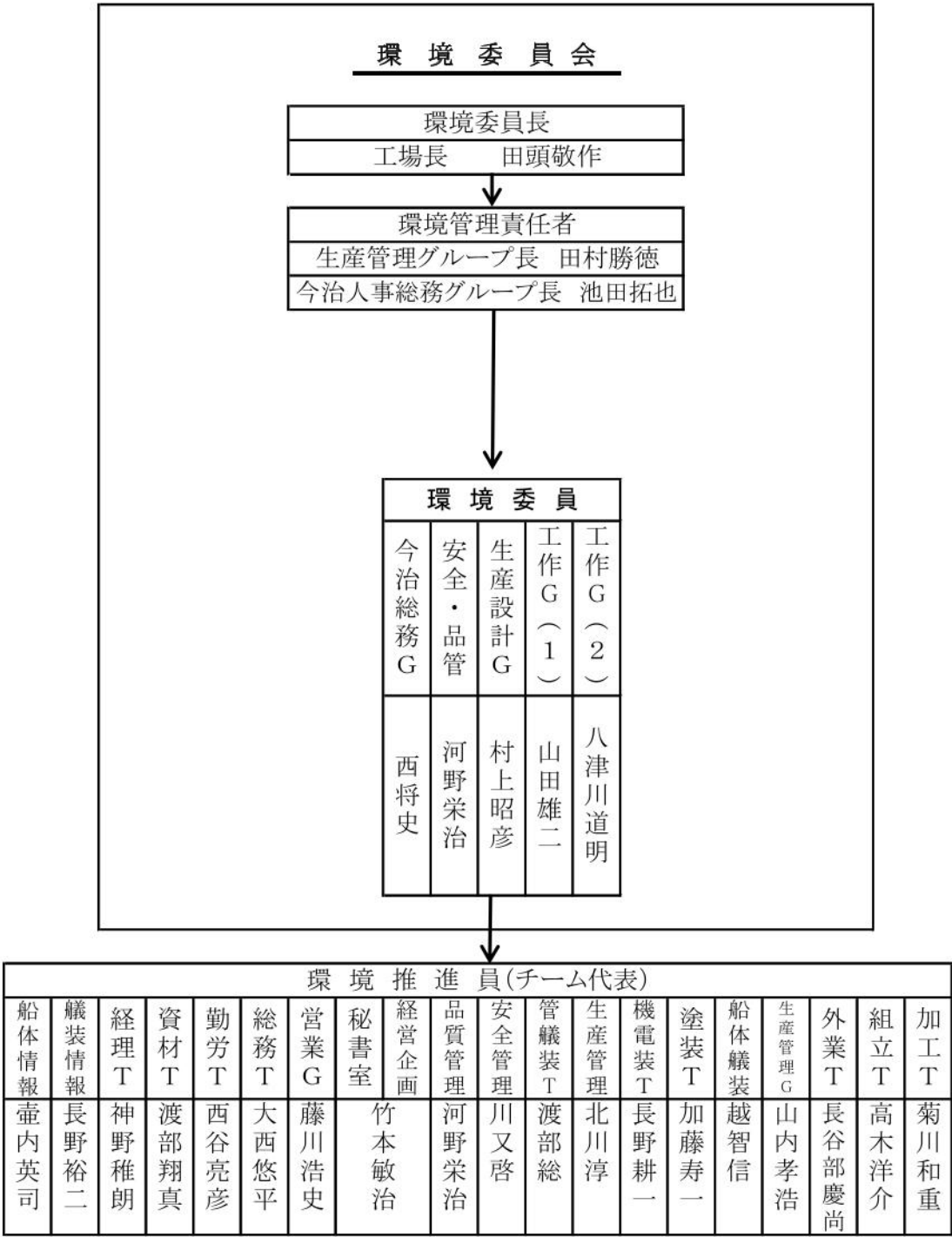
FAX：0898-36-5010

図1 新造船建造フローシート



特別管理産業廃棄物処理計画の別紙	
3. 産業廃棄物の処理に関する管理体制	
(1) 管理体制	
総括責任者	工場長 田頭敬作
管理責任者	生産管理グループ長 田村勝徳、今治人事総務グループ長 池田拓也 廃棄物担当管理 各部署担当責任者
役割	環境管理委員会 ① 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的廃棄物の管理運営を行う上で必要な検討をする。 委員長：総括責任者 委員：環境委員
	廃棄物処理統括責任者 ① 廃棄物処理方針の策定 ② 向上の廃棄物管理規定の策定・改廃 ③ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物責任者及び各管理担当者 ① 廃棄物処理計画の策定(担当責任者) ② 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討(担当責任者) ③ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握(担当責任者) ④ 委託契約の締結(担当責任者) ⑤ 産業廃棄物管理票の交付・管理(担当責任者) ⑥ 監督官庁への各種報告(総務G/工作G②生産管理T) ⑦ 社員、関連会社に対する教育訓練・啓発(担当責任者) ⑧ その他関連する事項(担当責任者)
(2) 管理体制の強化	
①管理体制(組織) 工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織を編成する これには、工場長の常時参加を図る	
②管理方法 「廃棄物管理規定」、及び「ゴミの仕分け基準」に従って管理する	
(3) 教育訓練・研修 各部門長は、発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に渠行く訓練・研修等を行う	
(4) 情報公開 廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分析、再生利用状況についての情報の公開に努める	

図3 環境マネジメントシステム組織図



特別管理産業廃棄物処理計画の別紙

図4 廃棄物処理フロー図(今治工場)

